

家畜衛生便り

No.381 令和4年10月28日発行

西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎

〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3

TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397

○東みよし庁舎

〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1

TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843

家畜保健衛生所ホームページURL

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

今シーズン 国内1例目, 2例目 同日発生！！

**岡山県，北海道で高病原性鳥インフルエンザの
疑似患畜が確認されました！！**

事例	国内1例目	国内2例目
所在地	岡山県倉敷市	北海道厚真町
飼養鶏	採卵鶏	肉用鶏
飼養羽数	約17万羽	約17万羽
死亡羽数増加通報 簡易検査陽性確認	令和4年10月27日	令和4年10月27日
遺伝子検査実施 疑似患畜確認	令和4年10月28日	令和4年10月28日

現在の「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」の区分は
ステージⅢ(感染拡大警報)です。

区分	発動基準
平常時 (感染観察)	(家さん・野鳥) 遠方諸国等で発生
ステージⅠ (感染観察(強化))	(家さん)近隣国で発生 (野鳥)近隣国で陽性
ステージⅡ (感染拡大注意報)	(家さん)国内で発生 (野鳥)国内で陽性
ステージⅢ (感染拡大警報)	(家さん)近隣県で発生
ステージⅣ (特別警報)	(家さん)近隣県で続発

本病の発生防止に万全を期すため、飼養衛生管理基準について、以下の事項を確実に実施するよう、よろしくお願いします。

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- 7 ねずみ及び害虫の駆除

異常家きんの早期発見，早期通報に留意してください。

鶏の日常の健康観察を徹底し，死亡羽数の急増（通常の死亡率の2倍以上）や、飼養鶏に異常が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡下さい。

＜連絡先＞西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎 0883-24-2029

○東みよし庁舎 0883-82-2397

家畜保健衛生所は，休日・夜間も24時間対応しています。

緊急消毒を実施するため、各農場に消石灰を配布します

ウイルスの侵入を防ぎ、更なる防疫対策の徹底を図るため、消石灰を配布します。

配送手配が終了後、順次配布しますので、鶏舎周りを中心に、確実に消毒を実施するようお願いいたします。

消石灰散布方法は、リーフレットを参考にしてください。

なお、配布されるまでは、お手持ちの消石灰等の消毒薬で消毒を徹底するよう、よろしくお願いします。

死亡羽数徴求報告が月1回から週1回へ変更されます

岡山県、北海道での高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜確認を受け、県内の防疫体制強化のため、家畜伝染病予防法に基づき、「死亡羽数の徴求報告」を「月1回から週1回」に変更します。

報告事項：毎週月曜日から日曜日までの死亡羽数

提出期限：直後の水曜日まで

第1回目の報告

10月31日(月)から11月6日(日)までの死亡羽数等

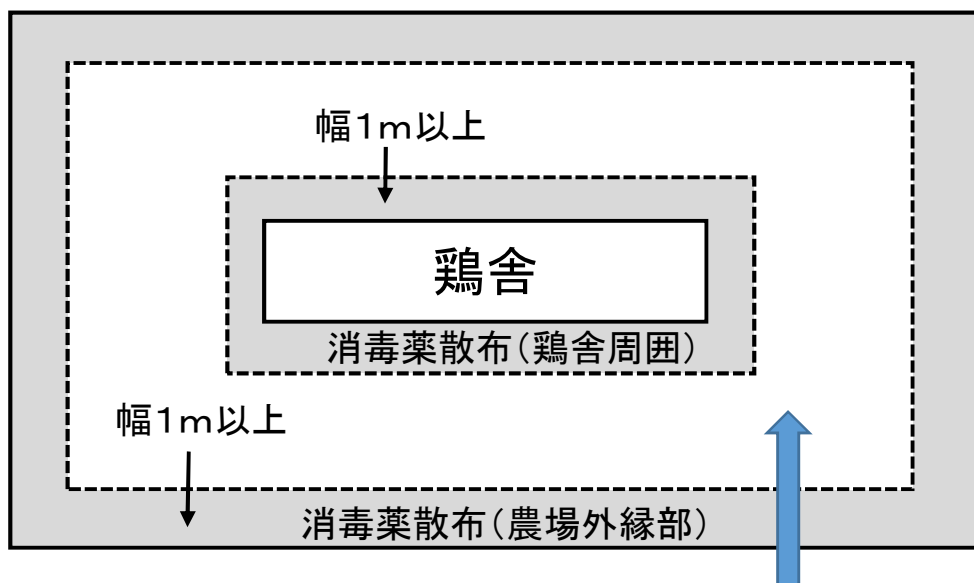


11月9日(水)までに報告

郵送、ファックスまたはメールにより、管轄の家畜保健衛生所まで報告してください。

消石灰散布方法について

★ 散布のイメージ

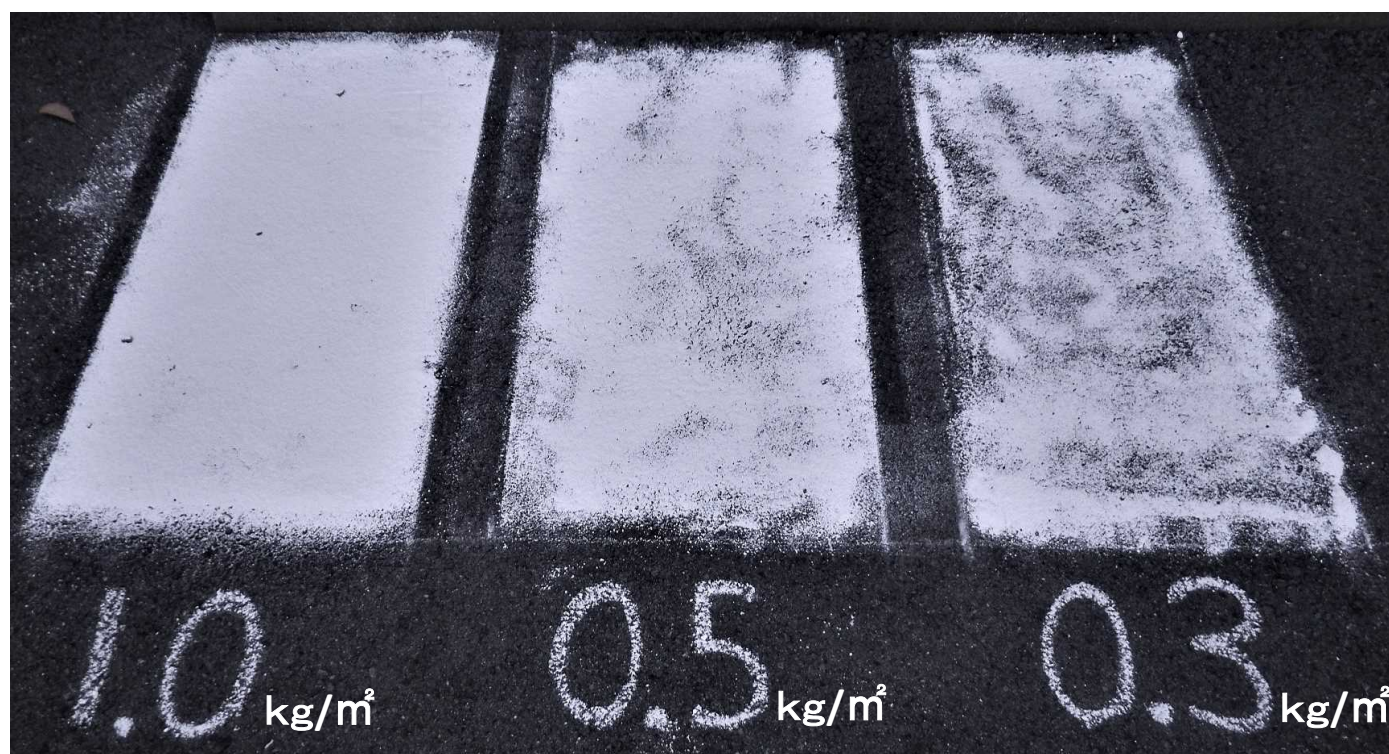


◎ 鶏舎周辺・農場外縁部以外の部分についても、可能な限り散布してください。

注意：消毒薬散布にあたっては、住居・河川等隣接地の環境・立地状況を考慮して、その消毒薬散布量及び実施を判断してください。

★ 散布量

1㎡あたり0.5kg以上(地面がほぼ見えなくなる程度)になるよう散布してください。



別記様式

西部家畜保健衛生所長 殿

家畜伝染病予防法第 52 条に基づく報告徴求命令に対する報告

年 月 日

農場【 年 月 日～ 年 月 日分報告】

	内 容	備 考
飼養羽数	羽	
死亡羽数	羽	
鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし (いずれかに○)	(「あり」の場合は、その態様)

- 注 1 飼養羽数の備考欄には、健康状態についての異常、防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等を記載すること。
- 2 死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生した鶏等の畜舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。
- 3 この報告は、月曜日から日曜日までの死亡羽数を取りまとめ、必ず直後の水曜日まで最寄りの家畜保健衛生所に報告するものとする。
- 4 鶏等の畜舎が空舎の場合は、備考欄に「空舎」と記載すること。
- 5 飼養羽数は、月曜日時点での羽数を記載すること。なお、週の途中で入雛^{すう}があった時は、入雛^{すう}時の羽数を記入すること。

報告者氏名 _____

報告者連絡先 電話 _____

ファクシミリ _____

電子メール _____

農場所在地 _____

※ なお、この報告書とは関係なく、死亡率の急増や鶏等の異常に気づいた場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に御連絡ください。